



# 熊本県公報

号外 第26号  
令和6年(2024年)  
3月31日(日)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

条 例		
○熊本県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	2
○熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例	( 〃 )	3
規 則		
○熊本県税条例施行規則等の一部を改正する規則	(税務課)	3
告 示		
○県税の収納事務の委託	(税務課)	4

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇熊本県税条例等の一部を改正する条例

##### 1 熊本県税条例の一部改正【第1条】

- (1) 不動産取得税
  - ア 新築住宅を独立行政法人都市再生機構等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期間を令和8年3月31日まで延長することとした。(附則第6条の7関係)
  - イ 土地が取得され、かつ、当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合の税額の減額及び徴収猶予について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期間を令和8年3月31日まで延長することとした。(附則第6条の7関係)
  - ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期間を令和8年3月31日まで延長することとした。(附則第7条関係)
  - エ 税率の特例措置の対象となる住宅及び土地の取得期間を令和9年3月31日まで延長することとした。(附則第7条の3関係)
- (2) 軽油引取税
  - 船舶や農林業等の動力源に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置の適用期間を令和9年3月31日まで延長することとした。(附則第8条の4関係)
- (3) 狩猟税
  - ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録に係る狩猟税を課さないものとする特例措置の適用期間を令和11年3月31日まで延長することとした。(附則第13条の2関係)
  - イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護管理法」という。)に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の狩猟者登録に係る狩猟税を課さないものとする特例措置の適用期間を令和11年3月31日まで延長することとした。(附則第13条の2関係)
  - ウ 鳥獣保護管理法の許可を受けて、その許可に係る捕獲に従事した者の狩猟者登録に係る狩猟税の軽減の特例措置の適用期間を令和11年3月31日まで延長することとした。(附則第13条の3関係)
- (4) 県税等の収納の事務の委託
  - ア 収納の事務の委託に係る所要の規定を整備することとした。(第6条関係)
  - イ 地方自治法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第6条関係)
- (5) その他規定の整理を行うこととした。(第26条、第100条の6、附則第9条関係)

##### 2 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正【第2条】

- (1) アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する自動車に係る自動車税種別割の徴収方法について、証紙徴収に加え、普通徴収の方法によることも可能とすることとした。(第3条、第4条関係)
- (2) 所用の規定を整備することとした(第3条、第4条関係)。

- 3 熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正【第3条】  
地方税法の一部改正に伴い、自動車税環境性能割の規定の整理を行うこととした。
- 4 この条例は、次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める日から施行することとした。  
(1) 3 公布の日  
(2) 1 及び 2 令和6年4月1日
- 5 所要の経過措置を設けることとした。(附則第2項関係)

◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正を踏まえ、課税免除の対象となる特別償却設備の取得期限を令和9年3月31日まで延長することとした。(第4条の2関係)
- 2 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の課税免除又は不均一課税の対象要件となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限を令和8年3月31日まで延長することとした。(第4条の14関係)
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

条 例

熊本県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和6年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第23号

熊本県税条例等の一部を改正する条例  
(熊本県税条例の一部改正)

- 第1条 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。  
第6条第2項中「個人の事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割(法第145条第2号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。)に係る」を「県税その他の」に、「地方自治法施行令第158条の2第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」に改める。  
第26条第5項中「(昭和22年法律第67号)」を削る。  
第100条の3第2項第1号エ(ア)b中「窒素酸化物の4分の1」を「窒素酸化物の値の4分の1」に改め、同項第2号イ(ア)中「該当すること」を「該当すること。」に改める。  
附則第6条の7及び第7条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。  
附則第7条の3及び第8条の4第1項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。  
附則第9条第2項第4号中「第5条の2第3項」を「第5条の2第3項」に改める。  
附則第13条の2第1項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に、「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。  
附則第13条の2第2項及び第13条の3第1項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。  
(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)
- 第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例(昭和27年熊本県条例第50号)の一部を次のように改正する。  
第1条中「熊本県条例第28号」の次に「。以下「県税条例」という。」を加える。  
第3条中「証紙徴収」を「普通徴収又は証紙徴収」に改め、同項の次に次の5項を加える。  
2 前項の規定により種別割を証紙徴収の方法によって徴収しようとする場合には、納税者に県が発行する規則に定める証紙をもって払い込ませるものとする。この場合においては、県が規則で定める証書に、県税条例第100条の6第1項の規定により知事が指定した熊本県税証紙代金収納計器(以下この条において「収納計器」という。)により当該種別割に相当する金額の収納印(県税条例第100条の6第1項に規定する収納印をいう。以下この条において同じ。)の表示を受けさせることにより、証紙に代えることができる。  
3 新規登録の申請があったアメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る自動車について県税条例第104条第1項の規定により課する種別割の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に

- 限り、第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。
- 4 前項の規定により種別割を証紙に徴収する方法によって徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、納税者に第2項に規定する証紙をもって払い込ませるものとする。この場合においては、県税条例第106条の規定により提出する申告書又は報告書に収納計器により当該種別割に相当する金額の収納印の表示を受けさせることにより、証紙に代えることができ。
- 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、知事がやむを得ないと認めた場合は、当該種別割額に相当する現金を納付させた後、納税済印（県税条例第100条の6第1項に規定する納税済印をいう。）の押印を受ける方法により払い込ませることができる。
- 6 収納計器の取扱いについては、県税条例第100条の6第2項から第4項までの規定を準用する。
- 第4条第1項を削り、同条第2項中「前項」を「前条第2項又は第4項」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「種別割の納税義務者」を「証紙をもって種別割を払い込む納税者」に改め、同項を同条第2項とする。  
（熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 第3条 熊本県税条例の一部を改正する条例（令和5年熊本県条例第22号）の一部を次のように改正する。
- 第2条のうち、附則第8条の10第1項の改正規定中「又は第4項まで」を「から第4項まで」に改める。
- 附 則
- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は公布の日から施行する。
- 2 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により、従前の例により、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に従前の公金事務（同項に規定する従前の公金事務をいう。以下同じ。）を行わせている者に、施行日以後に従前の公金事務を行わせる場合における徴収金の納付については、第1条の規定による改正後の熊本県税条例第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和6年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第24号**

- 熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例  
熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。
- 第4条の2第1項第1号ア中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。
- 第4条の14第1項第1号中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。
- 附 則  
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

**規 則**

熊本県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第18号**

- 熊本県税条例施行規則等の一部を改正する規則  
（熊本県税条例施行規則の一部改正）
- 第1条 熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。
- 第2条の3を削る。
- 別記第3号様式（裏）中「第41条第4項」を「第41条第6項」に改める。
- 別記第46号の2の5様式中「33常時介護」を「23常時介護」に改める。
- （アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例施行規則の一部改正）
- 第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例施行規則（昭和27年熊本県規則第51号）の一部を次のように改正する。
- 第2条中「第4条第1項」を「第3条第2項」に改める。
- 第4条を第5条とする。
- 第3条中「第4条第3項」を「第4項第2項」に、「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第4条とする。
- 第2条の次に次の1条を加える。

(証書の様式)  
第3条 条例第3条第2項の規則で定める証書の様式は、別記第2号様式による。  
別記第2号様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。  
別記第2号様式(第3条関係)

## 自動車税種別割納付義務発生証書

住所  
氏名

年度( )年度)の自動車税種別割を納付する義務が発生することを証します。

年月日

熊本県自動車税事務所長

記

1 課税内容

課税期間 年度 Tax for 12 months from Apr 1st, to Mar 31st,  
登録番号 (Registration Number) NO. Kumamoto

税額 (Tax Amount) ¥  
納期限 (The Due Date of Automobile Tax)

2 課税の根拠

地方税法第146条、熊本県税条例第99条  
アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例

3 賦課期日 毎年4月1日(地方税法第177条の8、熊本県税条例102条)

4 納付の場所 熊本県自動車税事務所 Kumamoto Automobile Taxation Office  
(旧)

※この欄には記入しないこと。

### 附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定により、従前の例により、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に従前の公金事務(同項に規定する従前の公金事務をいう。以下同じ。)を行わせている者に、施行日以後に従前の公金事務を行わせる場合における第1条の規定による改正前の熊本県税条例施行規則第2条の3に規定する収納の事務の委託に係る基準については、なお従前の例による。

### 告 示

#### 熊本県告示第427号の2

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により次のとおり県税に係る徴収金の収納の事務を委託することとしたので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和6年(2024年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

委託した相手方の名称及び所在地

委託内容

委託期間

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	収納事務の取りまとめ及びモバイルレジによる収納事務	令和6年(2024年)4月1日から 令和7年(2025年)3月31日まで
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8番地8	直営店舗及び加盟店舗における収納事務	同上
株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上	同上
株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目1番21号	同上	同上
山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上	同上
ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地の1	同上	同上
株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上	同上
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目8番27号	MMK設置店の表示のある加盟店舗における収納事務	同上
ピリングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	収納事務の取りまとめ及びPay Bによる収納事務	同上
LINE Pay株式会社 東京都品川区西品川一丁目1番1号	LINE Payによる収納事務	同上
Pay Pay株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号	Pay Payによる収納事務	同上
KDDI株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号	au PAYによる収納事務	同上
株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町二丁目11番1号	d払いによる収納事務	同上
株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町一丁目5番5号	J-Coin Payによる収納事務	同上